明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七〇）　一
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部を改正する省令（農林水産七〇）　二
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（同七一）　七
〔告示〕
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和四年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務三〇七）　三
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（農林水産一九四三）　三
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第九条第一号の農林水産大臣が定める農作物を定める件の一部を改正する件（同一九四四）　四
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和四事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（同一九四五）　四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
国立大学法人島根大学参加者事前確認公募関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　三三
会社その他
会社決算公告　三三

省令

○総務省令第七十号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月六日　総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～96　略］ 97　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正社員化コース助成金、障害者職業能力開発コース助成金、成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者雇用安定助成金、同条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者初回雇用コース奨励金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 ［98～184　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～96　同上］ 97　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正社員化コース助成金、障害者職業能力開発コース助成金、成長分野人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者雇用安定助成金、同条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者初回雇用コース奨励金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 ［98～184　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。